

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認群馬地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	8 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から57年3月まで

昭和55年3月のときは学生で県外に住んでいたため、国民年金保険料について知らなかったが、57年にA町の実家に戻り、結婚する際に昭和55年度及び56年度の2年間分に係る保険料の支払請求が来た。

当時同居していた母に勧められたので、その2年間分の保険料をA町役場の窓口で納付したことをはっきり憶えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料の支払請求が来て、その母親の勧めにより保険料を納付したと申述しているところ、その母親には申立期間を含めて未納期間は無く、申立期間については任意加入し、付加保険料まで納付している上、申立人についても、申立期間以外の加入期間について保険料の未納期間は無く、国民年金から厚生年金保険への切替手続も漏れなく行われていることから、申立人及びその母親の国民年金制度に対する理解の深さと保険料納付に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、昭和57年に実家に戻り、結婚する際に昭和55年度及び56年度の2年間分に係る国民年金保険料の支払請求が来たので、A町役場に納付したとはっきり憶えていると主張しているところ、同町の国民年金被保険者名簿の余白欄に「55年度分57年6月中に支払い予定」、「56年度分57年度中に支払い予定」及び「57年4月～7月納入済」との記載があり、これらの内容から、申立人の手帳記号番号が払い出された57年6月に同年4月から同年7月までの保険料が現年度納付されたことが推認できる上、55年度及び56年度分の保険料については過年度保険料

を納付する意思があったことがうかがえることから、申立期間について過年度納付された可能性も否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 37 年 2 月 7 日に、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 35 年 9 月は 9,000 円、同年 10 月から 37 年 1 月までは 8,000 円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 9 月 17 日から 37 年 2 月 7 日まで

A 社に勤務していたが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和 35 年 4 月 1 日から同年 9 月 17 日までの記録は確認できるものの、同年 9 月 17 日から 37 年 2 月 7 日までの期間の記録が無い旨の回答をもらった。運転免許証を取得した同年 1 月以降も同社に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社における従業員の厚生年金保険を管理している A 社企業年金事務局である B 社から提供された厚生年金保険被保険者台帳の記録により、申立人は A 社に昭和 37 年 2 月 7 日まで継続して勤務していたことが認められる。

一方、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格喪失日は昭和 35 年 9 月 17 日と記録されているが、B 社は「弊社が保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳の記録によると、昭和 37 年 2 月 7 日資格喪失との記録があり、資格喪失の届出を行った際には同台帳に資格喪失日を記録している」旨回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が昭和 37 年 2 月 7 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人及び同日に被保

険者資格を取得した同年代の同僚に係る社会保険事務所の記録から、昭和35年9月は9,000円、同年10月から37年1月までは8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 6 月 1 日から 34 年 12 月 14 日まで  
年金の請求手続の際、申立期間が脱退手当金支給済みと知った。受給した記憶は無いので、厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 11 か月後の昭和 36 年 11 月 24 日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて脱退手当金を代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期直後に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることを踏まえると、当時、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日、及びB社における資格取得日に係る記録を昭和31年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年10月20日から同年12月1日まで  
昭和31年10月1日付けでA社からB社へ異動したが、同年10月20日から同年12月1日まで厚生年金保険の空白期間がある。60歳で定年退職をするまで、C社のみ勤務してきた。間違いなく申立期間は、社員として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社から提供された人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がC社のグループ会社に継続して勤務（昭和31年10月1日にA社からB社に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB社における資格取得時の社会保険事務所の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、グループ会社を引き継いだC社の事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年8月から61年3月まで

昭和47年に結婚をしてA団地に居住した。子供が生まれたのを機会に49年8月に会社を退職し、国民年金に加入した。当時、A団地には納税組合があり、国民年金保険料も班長が集金していた。私も班長をしていたときに集金していた。金額は3,300円だったと記憶している。

昭和61年3月ごろ、元の夫から「年金制度が変わって、会社員の妻は年金掛金を会社の方で出すことになったから、国民年金はもう払わなくていい」というようなことを聞き、喜んだことを憶えている。申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年8月に会社を退職して、国民年金に加入したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は61年7月に払い出されており、申立期間中、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人が昭和61年4月に市役所に提出した国民年金被保険者資格取得・種別変更（第3号被保険者該当）届書の事務処理においては、第3号被保険者への種別変更ではなく、同年4月に国民年金に第3号被保険者として新規加入した事務処理がなされていることから、同年3月以前において国民年金に未加入であったことが推認される。

さらに、申立人は、申立期間中において厚生年金保険の被保険者の配偶者であり、国民年金の加入は任意であることから、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和61年7月の時点では、申立期間にさかのぼって国民年金に加入することはできなかつた上、ほかにさかのぼって保険料

を納付した事情もうかがえない。

加えて、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 8 月ごろから 42 年 4 月ごろまで  
② 昭和 42 年 8 月ごろから 43 年 8 月ごろまで

A病院に勤務している期間に、医療機関で政府管掌健康保険の健康保険証を使用した記憶があるので、厚生年金保険にも加入していたと思うが、社会保険事務所の記録では、同病院における厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人がA病院に勤務していたことは、期間の特定はできないものの、同僚の証言から推認できる。

しかしながら、元事業主は「昭和 43 年 2 月に前理事長が死亡してから初めて事業に携わり、その後、法人が加入すべき社会保険に加入していないことが分かったので、担当者を雇い、社会保険の加入手続を行った。しかし、すべて担当者に任せていたので、当時のことはわからないし、既に法人も解散していることから、関係資料も無い」と回答しているところ、当該担当者の連絡先は不明であるものの、社会保険事務所の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所として確認できるのは、申立期間②後の昭和 44 年 5 月 1 日からであり、当時の役員及び従業員の同事業所における厚生年金保険加入記録も同日より前は確認できない。

また、申立人は当該事業所に勤務している期間に「医療機関で政府管掌健康保険の健康保険証を使用した」との記憶から、厚生年金保険の加入を主張しているが、前述の同事業所の適用年月日を踏まえると、申立人に対し、政府管掌健康保険の被保険者証が交付されたとは考え難く、両申立期間当時においては、厚生年金保険とは一体性の無いB健康保険組合、C国民健康保険組合等が存在することから、医療保険制度の加入の記憶をもって、厚生年金保険に加入していたことは推認できない。

なお、申立人が当該事業所の後に勤務した事業所に保管されていた申立

人の履歴書によると、いずれの期間においても申立事業所に勤務したことは記載されていないことから、申立人が同事業所に勤務した事実を確認することはできない。

さらに、申立人は両申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も明確でない。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 59 年 8 月まで

A社に昭和 57 年 4 月から 59 年 8 月まで勤務した。この期間の厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。当時の給与明細書等の資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことは、申立人が保有する履歴書から推認できるものの、申立人の申立期間に係る人事記録及び雇用保険加入記録は確認できず、同僚からの明確な証言も得られないことから、勤務期間を特定することができない。

また、申立人は申立書に当時の勤務形態として「パートの清掃係、一日 5、6 時間勤務、給与は時間給制」と記述している上、当該事業所の事業主は「申立期間当時、厚生年金保険に加入させていたのは正社員のみでパート及びアルバイトは加入させていなかった」旨を証言していることを踏まえると、同事業所においては、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

なお、社会保険事務所が保管する申立人の夫に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間を含む昭和 56 年 1 月 24 日から 61 年 4 月 1 日までの期間において、申立人は夫の健康保険の被扶養者であったことが確認できる。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実が確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月から 42 年 11 月まで

A社B営業所で現地採用され、昭和 41 年 9 月から 42 年 11 月まで営業及び配達の仕事をしていた。正社員として勤務していたので、厚生年金保険に加入していたはずである。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社B営業所に勤務していたことは、元従業員の証言により推認できるものの、申立人の申立期間に係る雇用保険加入記録も確認できないことから、その期間を特定できない。

また、社会保険庁の記録によると、A社B営業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できないが、同社本社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間中の昭和 42 年 1 月 1 日であるところ、元事業主及び役員の証言から、同日に被保険者資格を取得している者は全員が本社所属であったことがうかがわれる上、元事業主は「本社においては営業所単位の現地採用者は把握していなかったので、厚生年金保険の届出は行っていない」旨の証言をしているほか、申立人が記憶している現地採用となった2名の同僚の厚生年金保険被保険者記録も確認できないことを踏まえると、同社においては、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社に係る厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は見当たらず、整理番号にも欠番は無い。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実が確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も明確ではない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで  
A 学園に勤務していたときの厚生年金保険の被保険者期間が、昭和 38 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までとなっていることに納得ができない。勤務期間中は、夏休みを除き一日も休んでおらず、休暇も取らなかった。給与明細書等の資料は無いが、勤務していたのは事実なので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 学園は申立人に係る人事記録、申立人が提出した昭和 38 年 6 月 20 日付け退職願及び厚生年金加入者名簿を保管しており、その人事記録には「昭和 38 年 6 月 30 日、願いにより本職を免ずる」と記されていることから、申立人自らの退職の申出により、同学園は同年 6 月 30 日付けで申立人を正規教員ではない扱いとしたことが考えられる上、前述の厚生年金加入者名簿には、申立人の記録として、社会保険事務所の記録と同一である同年 4 月 1 日資格取得、同年 7 月 1 日資格喪失との記載が確認できることから、同学園の事業主はその人事記録に基づき、申立人に係る被保険者資格の取得及び喪失の届出を行った事情がうかがえる。

また、申立人は、「A 学園に、昭和 38 年 4 月から同校が夏休みに入る同年 7 月の終わりごろまで勤務した。夏休みの期間中は一度も同校に行っていないが、この場合、教員の退職日は同年 8 月 31 日となる」と主張しており、A 学園に第一学期終了時まで勤務していたことを証言してくれる同僚として、音楽教師、英語教師及び体育教師を挙げているものの、音楽教師からは病気のため証言を得られず、英語教師及び体育教師からも「申立人が昭和 38 年 6 月末に退職していたという記憶は無いので、同年 7 月も在職していたと思う」という証言のみで、申立人が同学園に昭和 38 年 7 月の第一学期終了時まで勤務していたとの明確な証言は得られない。

さらに、申立人は意見陳述の場において「生徒の体育の成績は昭和 38

年6月中に実技試験を行い、同年6月末日には評価を終えており、同年7月の出勤は期末試験の監督であった」と申述しているところ、前述の体育教師からの「体育教師の場合、7月中の授業は無く、部活動の顧問を除き、出勤は期末試験の監督だけであった」との証言を踏まえると、申立人は前述の人事記録どおりに昭和38年6月30日付けで体育教師としての職務を終えていたことが推認できる。

加えて、申立人は厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年7月11日から30年12月1日まで  
A社に住み込みで昭和28年7月から30年11月末まで勤務しており、  
申立期間について厚生年金保険の被保険者と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、住み込みによりA社に勤務していたことは、勤務期間は特定できないものの、現在の事業主及び複数の同僚の証言から推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同じく住み込みで勤務していた同僚2名の被保険者資格取得日は、申立人の退職後である昭和31年2月15日であることが確認できる。申立期間当時の事業主の長男である現在の事業主から「当時の状況では、住み込みであった従業員については住まいと食事を提供していることから、社会保険に加入させていたとは考え難い」との証言が得られた上、申立人より後に入社した事務担当者は「申立期間当時、会社内に事務担当者はおらず、試用期間が長かったようだ。自分が担当になってからは試用期間を1か月程度にして、すべての従業員を社会保険や労働保険に加入させるようにした」と証言していることを踏まえると、同事業所においては申立期間当時、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立人は申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年2月21日から同年12月1日まで  
A社に昭和34年11月1日から36年3月15日まで継続して勤務した。  
この期間の厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。仕事内容や勤務時間は変わっておらず、継続勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA社に昭和34年11月1日から36年3月15日まで継続して勤務していたと主張しているが、事業主及び役員は既に死亡しているため証言が得られず、同社は閉鎖しており関連資料が保管されていないことから、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、時期は異なるものの、5名に申立人と同様の空白期間が存在するところ、同事業所の複数の従業員は「職人は一度退職した後、再度入社する者が多くいた」と証言している上、「職人であった申立人も同様であった」と証言していることから、申立人が申立期間において同事業所に継続して勤務していた事情はうかがえない。

さらに、当該被保険者名簿において、申立人の記録は、昭和34年11月1日に被保険者資格を取得し、35年2月21日にその被保険者資格を喪失（健康保険整理番号\*）した後、同年12月1日に再度被保険者資格を取得（健康保険整理番号\*）しているが、前述の従業員の証言を踏まえると、事業主が申立人に係る被保険者資格の喪失及び取得の届出を行ったことが推認でき、社会保険事務所の記録には不自然さはうかがえない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実が確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も明確ではない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 1 日から 36 年 2 月 1 日まで  
(A社)  
② 昭和 36 年 9 月 15 日から 38 年 3 月 6 日まで  
(B社)

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みとの回答だった。そのとき、初めて脱退手当金が支払われていることを知った。脱退手当金を受けたことは無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管していた申立期間の脱退手当金の請求書類である脱退手当金裁定請求書には、申立人の退職当時の住所が記載されている上、昭和 39 年 7 月 10 日に送金済みであることを示す押印もされていることを踏まえると、退職当時の申立人の住所地に脱退手当金の支給決定通知書及び支払通知書が郵送されたことが確認できるほか、当該裁定請求書内の「勤務した事業所名」は、申立人自身が記入したものであると推認でき、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者記録に基づいて適正に計算されており、その支給額に誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 7 月 21 日から同年 9 月 1 日まで  
A 郵便局に、昭和 40 年 4 月 1 日から退職することなく継続して勤務していたにもかかわらず、同年 7 月 21 日に資格喪失となっている申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 郵便局から提出された人事記録及び同僚の証言により、申立人が同郵便局に昭和 40 年 3 月 8 日から同年 8 月 31 日までの期間は臨時補充員、同年 9 月 1 日以降の期間は事務員として、継続して勤務していたことは確認できる。

一方、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は当該郵便局において、厚生年金保険被保険者資格を昭和 40 年 4 月 1 日に取得し、同年 7 月 21 日にその被保険者資格を喪失した後、同年 9 月から B 共済組合の組合員であることが確認できるが、社会保険事務所が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の備考欄には、健康保険被保険者証の返却日である「40. 7. 26」と資格喪失日直後の日付が記載されていることから、その事務処理に不自然な事情は見当たらず、前述の人事記録から、申立人が同年 9 月より前に同共済組合の組合員であった事情もうかがえない。

また、当該郵便局における 2 名の同僚の証言及びそれらの者の厚生年金保険及び共済組合の加入記録によると、臨時補充員であった期間において、郵便研修若しくは電話研修を受けた者は、その直後に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、事務員となった時点で共済組合の組合員とされていることが推認できるところ、前述の人事記録には、申立人も同様に、昭和 40 年 7 月 20 日に電話研修を終了したことが確認でき、その翌日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることから、事業主は、申立人の人事記録に基づき、社会保険事務所の記録どおりに申立人に係る被保険者資格喪失届を提出した事情がうかがえる。なお、通算年金通則法によれば、61 年の

年金制度改正前は、厚生年金保険被保険者期間と共済組合員期間を通算する場合は、同法においては1年未満の厚生年金保険被保険者期間は共済年金組合員期間と通算できない制度とされていたため、研修期間を終え、事務員として共済組合の組合員となる前の申立人の厚生年金保険の被保険者期間が1年未満であることを踏まえると、掛け捨てになる被保険者期間を少しでも短くするとの同郵便局の配慮があった可能性も考えられる。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。